

公益財団法人静岡県舞台芸術センター入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、公益財団法人静岡県舞台芸術センター（以下「この法人」という。）が行う競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下、「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第1条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面、その他契約締結に必要な条件を熟知の上入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札書の提出)

第4条 入札書は、様式第1号により作成し、一般競争入札の公告または指名競争入札の氏名の通知（以下「指名通知」という。）に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送および電送を認めない。

(入札の辞退)

第5条 指名通知を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、別紙様式例により理由を記入した「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

2 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第7条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくはとりやめることが

ある。

- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会せて行う。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のないこの法人の職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第9条第1項第1号から第3号及び第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。
- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のないこの法人の職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、この法人から交付された契約書に記名押印し、提出しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約の確定)

第14条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第15条 契約保証金は、免除するものとする。

(異議の申立て)

第16条 入札した者は、入札後、この要綱、仕様書、設計書、図面、契約書式、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この規程は、令和元年12月25日から施行する。

入 札 書

- 1 入札番号 第 号
- 2 件 名 令和 年度
- 3 業務箇所

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

上記により、公益財団法人静岡県舞台芸術センター入札心得を承諾の上、入札
します。

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県舞台芸術センター
理事長 鈴木 壽美子 様

住 所
商号又は名称
氏 名

印

入札辞退届

令和 年 月 日

1 入札番号 第 号

2 件 名 令和 年度

上記の入札を辞退します。

(辞退理由)

公益財団法人静岡県舞台芸術センター
理事長 鈴木 壽美子 様

住 所
商号又は名称
氏 名

印